様式第二号の八（第八条の四の五関係）　　（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年6月20日

広島市長

提出者

住所　広島市中区銀山町3-1
ひろしまハイビル21　11階

氏名　東洋建設株式会社　中国支店

支店長　藤野智亮

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　082-567-5775

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋建設株式会社　中国支店
事業場の所在地	広島市中区銀山町3-1　ひろしまハイビル21　11階
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	¥2,400,000
③従業員数	2人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類→中間処理業者へ委託→破砕→再生砕石として再利用 ・木くず→中間処理業者へ委託→破砕→チップとして再資源化 ・紙くず→中間処理業者へ委託→製紙原料及び発電用原料。 ・廃プラスチック→中間処理業者へ委託→破砕→埋立 ・廃プラスチック→中間処理業者へ委託→切断→発電用原料

別紙1
（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

現状：前年度（ 2023 年度） 実績量
計画：今年度（ 2024 年度） 計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	2.8	0									2.8	0			2.8	0				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	2297.58	0									2297.58	0			2297.58	0				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	2300.38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2300.38	0	0	0	2300.38	0	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2（廃棄物処理法−産業廃棄物処理計画書）

【参考様式】
記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1　産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等）

別紙3

2　産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 （これまでに実施した取組）	建設資材の梱包材量の搬入を抑制した。施工方針会議等において再度工法検討を行い、廃棄物の排出抑制を図った。
②計画 （今後実施する予定の取組）	今後も上記取り組みを継続する。

３ 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 （分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）	金属くず、木くず、コンがら、アスがら、廃プラ等再生可能な品目は分別した。
②計画 （今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）	今後も分別BOXを設置し、しっかり分別する。

４ 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 （これまでに実施した取組）	
②計画 （今後実施する予定の取組）	

５ 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 （これまでに実施した取組）	
②計画 （今後実施する予定の取組）	

６ 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 （これまでに実施した取組）	
②計画 （今後実施する予定の取組）	

７ 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 （これまでに実施した取組）	当社は産業廃棄物の処理施設を有していない為、発生した廃棄物の処理についてはすべてを処理業者に委ねている。処理業者へ委託する場合は許可証を確認し、写しを支店に提出させ委託先や契約内容を確認している。がれき類、建設木くずなど再生可能な廃棄物は、再生利用業者へ委託し、最終処分場への搬入削減に努めている。また、マニュフェストを使用して最終処分までの確認を行っている。
②計画 （今後実施する予定の取組）	今後も上記取り組みを継続する。

別紙3
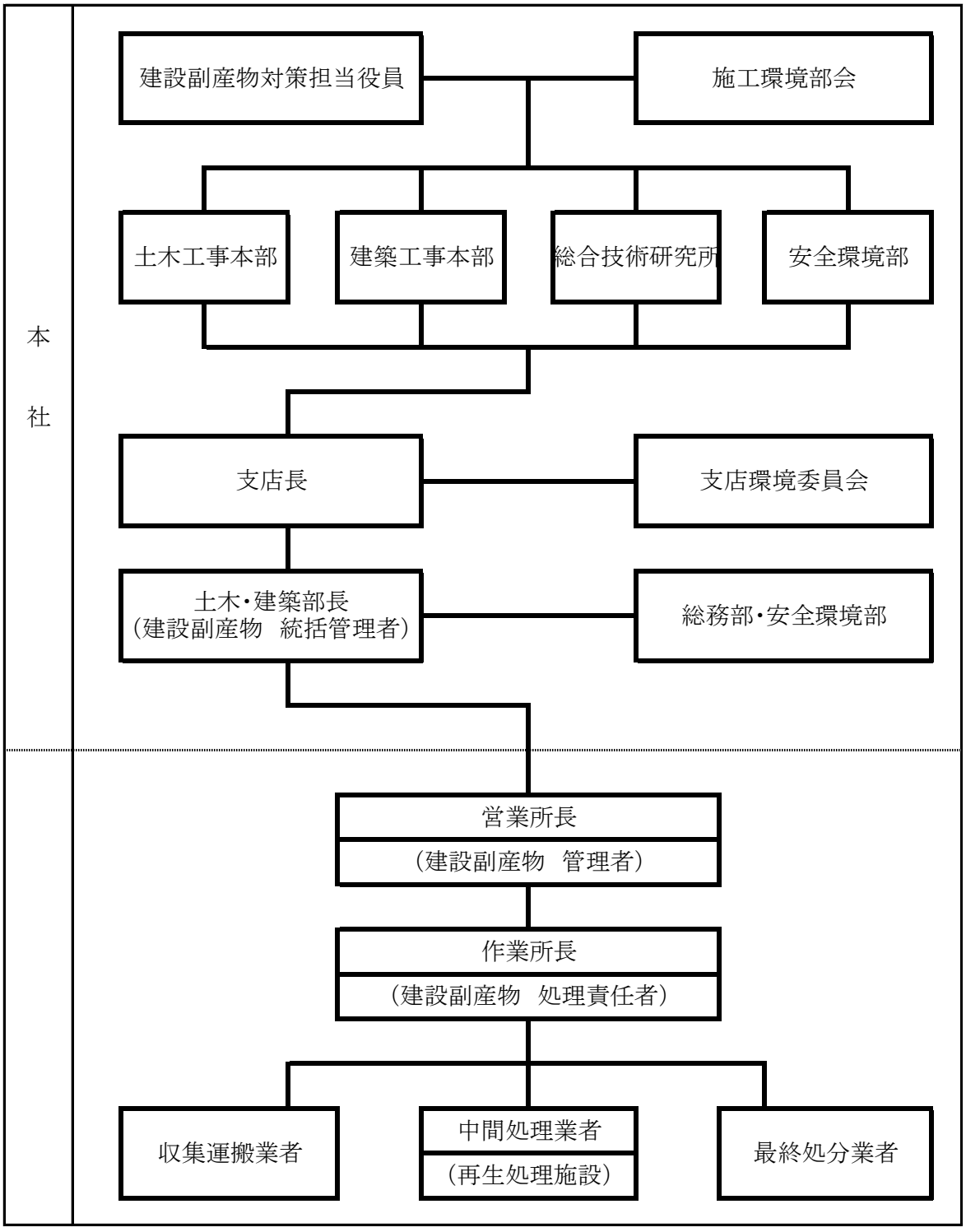
建設副産物対策に関する管理組織